

見附市指定給水装置工事事業者の指定更新申請について

見附市上下水道局 水道施設係

見附市指定給水装置工事事業者の指定有効期間は5年です。5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失います。継続して指定を受けるためには有効期間が終了する前に更新の申請が必要です。

各事業者様へ有効期間が終了する前に案内文書を送付しますので、下記のとおり申請してください。

1. 提出書類 以下書類を担当係へ提出してください。

- ・ 指定給水装置工事事業者申請書（様式第1）
- ・ 機械器具調書（様式第1別表）
- ・ 誓約書（様式第2） ※押印が必要です。
- ・ 指定更新時確認事項（別記第1号様式）
- ・ <法人>登記事項証明書
- ・ <法人>定款 ※写しの場合、原本と相違ない旨を記入の上、押印してください。
- ・ <個人事業者>住民票の写し
- ・ 給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証の写し

2. 手数料

提出書類の審査後、納付書を送付しますので、更新手数料7千円を納入してください。

3. 事業者証発行

更新手数料の納入確認後、更新後の指定有効期限を記載した見附市指定給水装置工事事業者証を発行します。

更新後の指定期間は、更新前指定期間の翌日から5年間です。